

令和7年 2月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和7年2月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和7年2月5日（水） 午後3時00分～

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番 藤 城 英 明

5 番 堀 越 幸 一

7 番 川 口 弘 子

11番 鈴 木 英 範

13番 岩 澤 勝 敏

6 番 吉 河 一 男

8 番 鈴 木 好 子

・農地利用最適化推進委員

14番 石 井 明

16番 土 井 正 裕

18番 内 山 祐 一

20番 萩 原 典 幸

15番 渡 邊 美 基

17番 土 屋 範 雄

19番 松 本 幸 雄

欠席委員

2 番 松 本 光 芳

9 番 堀 越 敏 幸

12番 大 木 明 男

4 番 大 木 正 勝

10番 小 川 勝 雄

議 長

会 長 伊 藤 正 明

事務局

局 長 金 親 俊 哉

書 記 市 原 直 樹

次 長 堀 越 充

局 長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
 とうございます。
 それでは定刻となりましたので、2月農業委員会定例総会を開催させていただきます。
 それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。
 それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
 伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年2月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
 それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時00分）

議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。13番 岩澤 勝敏 委員、3番 藤城

英明 委員。兩名を指名いたします。

議 長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第1号です。

本件は、農地法第3条による所有権移転の申請です。

始めに、資料1の1について説明します。

譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第1号は原案どおり可決決定いた

します。

議 長

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第2号です。
本件は、農地法第3条による所有権移転の申請です。

始めに、資料2の1について説明します。
譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件

のすべてをみたしていると思われます。
以上で、議案の説明を終わります。
なお、補足説明がありますので、書記より説明
いたします。

次 長 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第2号は原案どおり可決決定いた
します。

議 長

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権の設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料3の1について説明します。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3番について説明します。

申請の理由は、駐車場用地のためです。

転用時期は、令和7年3月16日から令和8年3月31日です。

次に5番について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

次に6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、他人となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われ
ます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第3条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第4号です。
本件は、農地法第3条による所有権移転の申請です。

始めに、資料4の1について説明します。

譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第5号です。
本件は、農地法第5条による転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

始めに、資料5の1について説明します。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、専用住宅用地のためです。

転用の時期は、令和7年3月25日から令和7年7月31日までです。

次に5番について説明します。

所要額は、は資料の記載のとおりです。

次に6番について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、本人（宗教法人代表者と個人）です。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、農用地区域の指定が無い10ha未満の農地であり成田用水の受益地ではないため「第2種農地」と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思わ

れ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第5号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第5号は原案どおり可決決定いた

します。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第6号から議案第8号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 議案第6号から議案第8号の一括説明を承認する。

局 長 それでは、議案第6号から議案8号について説明します。
本案件は、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

始めに、資料6の1について説明します。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

続いて、資料7の1について説明します。

譲受人は、先程と同様です。

譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

続いて、資料8の1について説明します。

譲受人は、先程と同様です。

譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3の申請の理由は、いずれも工事用道路のためです。

転用時期は、令和7年3月1日から令和9年3月31日までです。

次に5について説明します。

所要額は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転

用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農業振興地域内の農用地指定のある農地であることから「農用地域内にある農地」と判断出来ると思われます。なお、農用地域内にある農地の例外規定で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第6号から議案第8号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願い

します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続いて、議案第7号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第7号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続いて、議案第8号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きますして、議案第 9 号、農地法第 5 条による
転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致
します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 説明に入る前に、議案第 9 号と議案第 10 号は
同一案件でありますので一括説明の承認を求
めます。議長よろしいでしょうか？

議 長 議案第 9 号と議案第 10 号の一括説明を承認
する。

局 長 それでは、議案第 9 号と議案第 10 号です。

始めに、資料 9 をご覧ください。

本件は農地法第 5 条による転用を伴う所有権
移転の申請です。

始めに、資料 9 の 1 について説明します。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に 2 番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

続いて、資料 10 をご覧ください。

始めに、資料10の1について説明します。

譲受人は、先程と同様です。

譲渡人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3の申請の理由は、いずれも一般専用住宅用地のためです。

転用時期は、令和7年3月1日から令和7年10月31日までです。

次に5について説明します。

所要額及び資金は、資料に記載のとおりです。

次に6について説明します。

譲受人と譲渡人との関係は、知人となります。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法の用途地域内であるため「第3種農地」と判断できると思われます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問

題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

次 長 議案第9号及び議案第10号の補足説明をする。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第9号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続いて、議案第10号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第10号は原案どおり可決決定いたします。

議 長 続きまして、議案第11号、農地法第3条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第11号です。
本件は、農地法第3条による所有権移転の申請です。

始めに、資料11の1について説明します。
譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。
申請の理由は、経営規模拡大のためです。記載がもれていましたので追記させます。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

次 長 議案第11号の補足説明をする。

議 長 担当推進委員補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第11号を採決します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

議 長 よって、議案第11号は原案どおり可決決定い

たします。

議 長

続きまして、議案第12号、農地法第3条の規定による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第12号です。

本件は、農地法第3条による所有権移転の申請です。

始めに、資料12の1について説明します。

譲渡人と譲受人は、資料に記載のとおりです。

次に2について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3について説明します。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。ここも記載がもれていましたので追記させます。

本議案は、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第

3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明いたします。

議 長

続きまして、議案第13号、令和7年第1次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長

それでは、議案第13号です。

本件は、令和7年1月24日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

資料を1枚めくっていただき、整理番号一覧をご覧ください。

利用権の新規が1件、合計面積が4,686㎡です。

詳細な内容については書記より説明いたします。

次 長

議案第13号の説明をする。

議 長

委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第13号を採決します。
 原案に賛成の委員の挙手を求めます。
 (賛成全員)

議 長 よって、議案第13号は原案どおり可決決定いた
 します。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いた
 しました。

議 長 次に「その他」でございます。
 事務局より説明をお願いします。

次 長 その他の報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。
 (意見なし)

議 長 以上をもちまして、令和7年2月芝山町農業委
 員会定例総会を閉会いたします。委員の皆様、
 お疲れ様でございました。